

平成 25 年 1 月 18 日

金融庁監督局総務課  
健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）等」に対する  
コメント

今般、当協会では、平成 24 年 12 月 12 日付で意見募集が行われました標記告示改正案に対するコメントを別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)等」に対するコメント

項番	告示名/該当条項(頁番号)	項目・論点	コメント	理由等
1	銀行告示 第40条第2項 第41条第3項 ～第5項 第76条の2の3 第76条の4 (農協告示 第4条第2項 第5条第3項 ～第5項 第47条の3、4)	ダブルギアリング	金融機関向け出資の規制強化について、国際的な合意事項とはいえ、国際金融取引を前提としない地域金融機関にまで国際統一基準行とほぼ同様の厳しい規制を適用する理由について、考え方をご教示いただきたい。	国内基準行である地域金融機関に対して、経過措置期間の配慮等はあるものの、国際統一基準行と概ね同水準の制度を導入する必要性を確認したいため。
2	銀行告示 第76条の2の3 第76条の4 (農協告示 第47条の3、4)	ダブルギアリング	コア資本に含まれない劣後債等出資分について、平成26年3月末以降、数年間でリスクウェイトを250%まで段階的に引き上げるような経過措置につきご検討いただきたい。	劣後ローン等の資本調達手段に対するリスクウェイト引上げは、ダブルギアリング規制の強化に該当すると考えられる。国際統一基準行では、要調整額を段階的に増加させる移行措置が採られることに鑑み、国内行でも経過措置を設けることが適切と考えるため。
3	銀行告示 附則第3条 第5条、第12条 (農協告示 附則第2条 第4条、第10条)	資本の経過措置	適格旧資本調達手段や土地再評価差額金にかかる経過措置について、適格旧資本調達手段にかかるエクスポージャーの経過措置と平仄をとって、15年間で検討いただきたい。	保有する適格旧資本調達手段のリスクウェイト引上げの経過措置を15年に設定されていることを鑑み、資本調達において不算入となる適格資本調達手段および土地評価差額金にかかる経過措置も15年と平仄を合わせるのが適当と考えるため。
4	銀行告示 附則 第6条第1号	—	「退職給付に係るものの額」をコア資本算入する経過措置期間を5年間としているが、土地再評価差額金に合わせ10年間としていただきたい。	—
5	銀行告示 附則第5条 (農協告示 附則第4条)	土地再評価差額金	土地再評価差額金は、会計上、純資産への計上が認められているのに、資本算入できなくなるのはなぜか。考え方をご教示いただきたい。	土地評価差額金を資本不算入とする背景を確認したいため。
6	銀行告示 第41条第11項 (66頁)	調整項目文言の連単不一致	連結(第29条第12項)では同趣旨の項目につき、「他の金融機関等またはその他金融機関等の対象普通株式等または対象資本調達手段」となっているが、単体の本項においては「他の金融機関等の対象普通株式等または対象資本調達手段」となっており文言が異なっているのはなぜかご教示いただきたい。	連結と単体で趣旨が異なっていないことの確認。 なお、単体の「その他金融機関等」は同条第5項によれば、「他の金融機関等」の一部であると考えられるため単体では削除したものと思量するが、それでよいか確認したいため。

7	銀行告示 附則第3条2項 (495-497頁)	「コア資本の額」	附則3条2項で引用されている(適格旧資本調達手段に係る基準額の算出に使用される)「コア資本の額」に関しては、経過措置の附則を参照していない。このため、「コア資本の額」の計算には経過措置の適用はない(つまり、バーゼルⅢ完全実施ベースのもの)と理解してよいか。	附則第3条自身およびその他の条文に基づく経過措置の適用がないことを確認したいため。
8	労働金庫法告示 第5条6項	連合会向け出資に係る20%基準額	現行基準の第6条の意図的保有に関して、労働金庫が保有している労働金庫連合会の資本調達手段は全額控除対象から除かれているが、今回は20%基準額が設定されており、これを超えると調整項目の対象となっている。今回、控除の幅を拡大した理由は何か。	自己資本への影響も小さくはないと思われるため、主旨を確認したいため。
9	その他	—	12月12日にパブリックコメントに付された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、国際統一基準行については、①主要なリスクは普通株式等Tier1資本等の損失吸収力の高い資本でカバーする、②アウトライヤー比率の計算には総自己資本の額を用いる、こととされている。本告示案により国内基準行の自己資本の定義が変わることを踏まえ、本告示案適用後の考え方について早期に示していただきたい。	—
10	その他	—	資本保全バッファの取扱いについて早期に明示してほしい。	カットオフデートが2014年3月30日となっている中、早めに資本調達の方針を策定する必要があるため。